

令和〇年〇〇月〇〇日

兵庫県〇〇県民局長 様

施設コード:〇〇〇〇 (ため池台帳 ID (防災))

ため池名:〇〇池

ため池所在地:〇〇市〇〇町〇〇字〇〇

代表者住所:〇〇市〇町〇〇-〇〇

代表者氏名:〇〇区長 〇〇 〇〇

E-mail : 〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇

ため池保全計画の提出について

ひょうごのため池安全安心定期点検事業実施要領第2の2の(1)の規定により、下記のとおり提出します。

ため池保全計画書

1 定期点検における専門技術者意見(ため池定期点検表の専門技術者の意見を転記)

点 検 日 :平成30年9月1日	通 知 日 :平成30年9月30日
<p>①堤体に背の高い草木が繁茂するなど、漏水や堤体変形等の日常点検が適切に実施されていないため、年1回以上の草刈りを実施し、日常点検を行うこと。また、管理担当者が毎年交代しているため、日常点検の記録を作成し管理状況を引き継げるようにすること。</p> <p>②堤体からの漏水や、取水施設付近の堤体天端がやや沈下しているため、日常点検において簡易な観測を行い、時間経過による変化を記録すること。また、台風等による異常な水位上昇による水圧の変化は、特に決壊リスクが高まるため、低水位管理に努めること。漏水量の増加や濁水の発生、沈下の進行を確認した場合は市町に速やかに報告すること。</p> <p>③波浪浸食による堤体の断面変形が5%超あり、進行すると漏水量の増加や天端の崩壊等が生じるため、改修工事に着手するまでの間、浸食が進行しないよう低水位管理やその他の暫定的な対策に努めること。</p> <p>④洪水吐のコンクリート底面にクラックが生じ、流水が一部漏れ出しているため、速やかに水位を下げ、クラックを洗浄のうえ、モルタル等による補修を行うこと。</p> <p>⑤池内に流木が浮遊しており、大雨時に洪水吐が閉塞するおそれがあるため、速やかに撤去すること。</p> <p>⑥長年にわたって落水していないため、堤体の状態や取水施設の日常点検が行われていないため、定期的に落水し、必要な点検を行うこと。今回、満水状態のため点検できなかった項目(堤体の断面変形率、取水施設の機能)は後日市町の協力を得て確認すること</p> <p>⑦安全柵が破損し危険告知看板が読み取れない状態となっているため、補修すること。</p>	

別記様式 2 : ため池保全計画書 (記入例)

2 上記に対する保全対策計画

項目	対応
①管理不良の改善	①・平成 30 年 10 月 20 日にため池草刈り及び点検を実施。 ・来年度から毎年 5 月と 11 月に草刈りを実施予定。 ・管理状況を管理担当者が適切に引き継げるよう、日常点検時にはため池点検表に記録する。 ・毎年草刈り後に各箇所の写真撮影し、日常点検時に異状を発見するための基礎資料とする。
②漏水等の観測・監視	②・漏水箇所に漏水量(水深のみ)を測定する堰板を設置し、毎週 1 回漏水量を観測し記録する。 ・台風襲来の 3 日前からかんがい時期に応じて可能な範囲で水位を下げ、かんがい末期には、池の 1 / 2 水位まで下げる。 ・水利組合の組合員で情報を共有し、異状を発見した場合は速やかに市役所へ報告する。
③浸食補修暫定対策及び事業化計画	③・波浪浸食が特に顕著な満水面付近に、吸い出し防止マットを貼り付け、暫定的な波浪浸食防止対策とする。 ・改修整備は市と調整し、事業化へ向けた検討を開始する。 30 年 11 月 波浪防止暫定対策 31 年 事業化へ向けた水利組合内合意形成、市へ事業実施を申請 32 年 事業計画書作成 33 年 改修事業採択申請、土地改良法手続き 34 年 改修事業着手 ・合意形成の後、必要な資金を積み立てる。
④洪水吐の補修	④平成 30 年 10 月 21 日、クラック箇所補修実施 一部空洞が生じていたため、合わせてモルタルを充填
⑤流木除去	⑤平成 30 年 10 月 20 日に撤去。今後の流入防止として、落水時に、池周囲の枯れ木を伐採予定。
⑥落水点検	⑥11 月上旬に落水するため、堤体及び取水施設の点検を実施。断面変化率の算定等は地元では困難のため、落水時に市の立ち会いを求める予定。 今後は、2 年毎に落水し、取水施設の点検整備を実施する。
⑦柵、看板補修	⑦平成 30 年 10 月 20 日に安全柵をロープで暫定補修。平成 31 年に市の補助を受け、破損箇所の改修を実施予定。 安全看板は、発注済みであるため、届き次第設置する。

別記様式 2 : ため池保全計画書 (記入例)

3 緊急時の対応

台風、ゲリラ豪雨、地震により、ため池が被災し、被害が拡大する恐れのある場合は、速やかに地域住民、市町、警察及び消防等へ通報するとともに、二次災害防止のため応急対策を実施する。ため池管理者単独では実施困難と考えられる場合、市（又は町）に支援を要請する。実施にあたっては作業員の安全を最優先する。

4 緊急時の連絡先

緊急時における連絡先・通報先は次のとおりとし、周知を図る。

